



Title	法律専門職の役割と将来展望 ― 業際問題の視点から ―
Author(s)	池尻, 範枝
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87770
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (池 尻 範 枝)	
論文題名	法律専門職の役割と将来展望 — 業際問題の視点から —
論文内容の要旨	
<p>わが国には、弁護士を始めとする多数の法律専門職が存在する。弁護士を除く法律専門職のことを「弁護士の職域に隣接する範囲を専門職域とする法律専門職」という意味で隣接法律専門職という。</p> <p>各法律専門職が扱う業務の範囲は、弁護士法、司法書士法、行政書士法など各法律専門職の根拠となる法によって、それぞれ独自に定められ、各法律専門職に職域が存在する。弁護士と異なり隣接法律専門職が扱う法律事務は、特定の事務の範囲に限定されており、独自の専門分野の業務を行うことによって他の法律専門職と棲み分けを図ってきた。</p> <p>しかし近年は、行政改革、規制緩和、司法制度改革などの社会の変革と、高度情報化、IT化の進展、AIの発達など科学技術の目覚ましい進歩により、法律専門職の相対的な業務の減少が顕著になってきた。弁護士の大幅な増加による法律専門職全体の人数の増加と、デジタル化やIT化の進展による手続きや法律事務の簡略化、効率化による業務の減少によって、法律専門職を取り巻く環境は厳しくなってきた。</p> <p>一方、法律専門職にアクセスする国民の方は、90年代から始まった規制改革により、政府によって「事前規制型」社会から「事後監視・救済型」社会への移行が進められた結果、司法の役割が重視され、事後救済型の法的サービスがますます重要になってきた。</p> <p>司法制度改革では、当面の弁護士不足を補うため隣接法律専門職を活用するとして、司法書士に簡裁訴訟代理権を認め、隣接法律専門職がADRに関与することを認めるなど、新しい施策によって、法的サービスの充実を図ってきた。司法制度改革が法律専門職に期待したことは、紛争解決手続に寄与することだったが、本来、国民が法律専門職に求める法的サービスは、紛争解決に限らず、予防法務や通常の法律手続など様々である。独自の専門分野を持つ隣接法律専門職は、以前から独占業務分野を中心に法的サービスを提供してきた。しかし、わが国特有の隣接法律専門職の種類が多さと、業務範囲の細分化は、適切な法的サービスへのアクセスを困難にするだけでなく、法律専門職間の業務範囲を巡る争いの原因となってきた。業務範囲を巡る問題は、一般に業際問題と言われ士業間で対立する問題として扱われてきた。各法律専門職は、業務範囲を拡げつつ、他士業の独占業務の範囲に踏み込まないよう注意し、反対に自らの業務範囲に侵入する者を排除して自らの職域を守り、存在価値を高めてきた。</p> <p>しかし現在は、社会の変化によって、多くの法律専門職が存続の危機を迎えており、社会に求められる存在として存続するために変化しなければならない状況に追い込まれてきた。</p> <p>本論文では、社会に必要とされる法律専門職の将来の在るべき姿を考察する。業際問題は、将来の法律専門職の在り方を論じる上で、避けられない重要な問題であり、将来を見据えて検討されなければならない。</p> <p>そこで本論文では、これらの問題について以下の順で考察した。まず、法律専門職を取り巻く環境と、それぞれの業際問題の現状を概観し、把握した。</p> <p>法律専門職の業務範囲に関する問題は、大きく二つに分かれ、一つは、弁護士でない者が紛争性のある法律事務を扱うことを禁止する弁護士法72条と隣接法律専門職の職域を巡る問題であり、もう一つは、紛争性のない法律事務に関する法律専門職間の職域を巡る問題である。論文では、この二つの問題を事例に即して検討した。一つ目は、弁護士と隣接法律専門職との間の問題で、二つ目は隣接法律専門職間の問題であるため、検討に入る前に、弁護士と隣接法律専門職のそれぞれの沿革、特徴、実態、役割などを明らかにした。</p> <p>また、業際問題の考え方として、業際範囲があいまいになるグレーゾーンが各法律専門職の業務範囲の周辺に存在することを確認した上で、業際が問題になった代表的な判例事案を示し、さらに具体的な事例を取上げて隣接法律専門職の業務範囲を巡る問題を検討した。隣接法律専門職の一例として、業務範囲が幅広く法定されながらも、他の法律によって業務範囲の制限を受けることが多く、業際を意識することが多い行政書士を取り上げた。各隣接</p>	

法律専門職は、専門分野や取り扱う業務に違いはあるが、共通点が多く、同様の問題を抱えている。したがって、一つの隣接法律専門職の業務にかかる問題を検討することによって得られた知見は、他の隣接法律専門職にも応用できると考えた。

行政書士が関わった判例の事案の分析を経た上で、実務の事例を検討した。それぞれの事例において、実際の実務に潜む問題点を抽出し、解決策を提示した。先に示した一つ目の弁護士法72条と隣接法律専門職との職域を巡る問題については、72条に抵触する恐れがある業務に携わる際には、ある時点で業務から離れる必要があることを実務の事例の中で示した。二つ目の隣接法律専門職間の業際問題については、サービスを受ける利用者の視点から、業際のグレーゾーンを取り払うことが必要であると考え、特定の手続については、隣接法律専門職が相続放棄や登記、税務申告など特定の独占業務に一時的に関わる事が可能になる制度を提案した。

また、どのような法律事務も扱うことができる弁護士が、どれだけ人数が増えても、隣接法律専門職の役割を全て補完することは、法律事務の幅広い性質から考えて現実的ではないことを示した。他方、限られた業務に携わってきた隣接法律専門職であっても、平易な事務だけでなく専門的とされていた法律事務もAIなどに代替されるため、今後は幅広い視点からより高度な法的サービスの提供が求められていることを説明した。

以上を踏まえ、当面の解決策として、各法律専門職に横断的な専門業務に特化した専門家制度の創設を提案した。将来は、専門家制度などのように、できるだけお互いの業務の制限を取り払い、質の高いサービスの提供が可能になるような制度の実現が求められている。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (池 尻 範 枝)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	福 井 康 太
	副 査	教授	三 阪 佳 弘
	副 査	教授	仁 木 恒 夫

論文審査の結果の要旨

池尻氏の博士学位申請論文「法律専門職の役割と将来展望—業際問題の視点から—」は法律専門職の業際問題に焦点を当てる。日本には、弁護士を始めとする多数の法律専門職が存在する。弁護士を除く法律専門職のことを「弁護士の職域に隣接する範囲を専門職域とする法律専門職」という意味で「隣接法律専門職」という。池尻氏の研究関心はこの隣接法律専門職と弁護士、そして隣接法律専門職相互の「業際問題」である。業際問題とは、そのような法律専門職同士の業務の交錯領域で発生する職域問題のことをいう。

各法律専門職が扱う業務の範囲は、弁護士法、司法書士法、行政書士法、弁理士法、社会保険労務士法など各法律専門職の根拠となる法によって、それぞれ独自に定められ、各法律専門職に職域が存在している。弁護士と異なり隣接法律専門職が扱う法律事務は、特定の事務の範囲に限定されており、独自の専門分野の業務を行うことによって他の法律専門職と棲み分けを図ってきた。しかし、近年は、行政改革、規制緩和、司法制度改革などの社会改革と、デジタル化、IT化の進展、AIの発達など科学技術の展開により、法律専門職の従来型の業務が脅かされるようになってきたこと、弁護士の大幅な増加による法律専門職全体の人数の増加によって、法律専門職は否応なく他の法律専門職との交錯領域に入り込んで業務の拡大を図る必要に迫られることとなった。

法律専門職にアクセスする国民にとっては、1990年代から始まった規制改革により、政府によって「事前規制型」社会から「事後監視・救済型」社会への移行が進められた結果、司法の役割が重視され、事後救済型の法的サービスがますます重要になってきた。他方、予防法務は各企業や組織、個人が法律専門職の力を借りながら行うことが期待されるようになった。この動きを受けて、法律専門職の重要性はかつてなく高まってきている。1999年に始まった司法制度改革では、当面の弁護士不足を補うため隣接法律専門職を活用するとして、司法書士に簡裁訴訟代理権を認め、隣接法律専門職がADRに関与することを認めるなど、新しい施策によって法的サービスの充実が図られた。司法制度改革が法律専門職に期待したことは、当初は紛争解決手続に寄与することであった。

もっとも、本来、国民が法律専門職に求める法的サービスは、紛争解決に限らず、予防法務や通常法律手続など様々である。独自の専門分野を持つ隣接法律専門職は、以前から、根拠法によって認められた独占業務分野を中心に、紛争解決手続に留まらない法的サービスを提供してきた。とはいえ、日本特有の隣接法律専門職の種類が多さと、業務範囲の細分化は、適切な法的サービスへのアクセスを困難にするだけでなく、法律専門職間の業務範囲を巡る争いの原因となってきた。各法律専門職は、業務範囲を拡げつつ、他士業の独占業務の範囲に踏み込まないよう注意し、反対に自らの業務範囲に侵入する者を排除して自らの職域を守り、存在価値を高めてきた。しかしながら、現在、社会の変化によって、多くの法律専門職が存続の危機を迎えており、社会に求められるものとして存在し続けるためには、その業務内容を他法律専門職との交錯領域のところまで含めて変えていかなければならない状況となっている。

池尻氏は、本論文において、社会に必要とされる法律専門職の現状を分析しつつ、法律専門職お将来の在るべき姿を考察している。業際問題は、将来の法律専門職の在り方を論じる上で、避けられな

い重要な問題であり、将来を見据えて検討されなければならないとされる。本論文では、これらの問題について以下の順で考察されている。

まず、法律専門職を取り巻く環境と、それぞれの業際問題の現状を概観し、問題の射程を確定する（第1章から第3章）。法律専門職の業務範囲に関する問題は、大きく二つに分かれ、一つは、弁護士でない者が紛争性のある法律事務を扱うことを禁止する弁護士法72条と隣接法律専門職の職域を巡る問題であり、もう一つは、紛争性のない法律事務に関する法律専門職間の職域を巡る問題である。一つ目は、弁護士と隣接法律専門職との間の問題で、二つ目は隣接法律専門職間の問題であるため、検討に入る前に、弁護士と隣接法律専門職のそれぞれの沿革、特徴、実態、役割などを明らかにしている（第4章と第5章）。

さらに、業際問題の考え方として、業際範囲があいまいになるグレーゾーンが各法律専門職の業務範囲の周辺に存在することを確認した上で、業際が問題になった代表的な判例事案を示し、実際にしばしばみられる具体的な事例を取り上げて隣接法律専門職の業務範囲を巡る問題を検討している。まず隣接法律専門職の一例として、業務範囲が幅広く法定されながらも、他の法律によって業務範囲の制限を受けることが多く、業際を意識することが多い行政書士を取り上げ、業務範囲をめぐる問題を明らかにしている（第6章）。各隣接法律専門職は、専門分野や取り扱う業務に違いはあるが、共通点が多く、同様の問題を抱えている。したがって、一つの隣接法律専門職の業務にかかる問題を検討することによって得られた知見は、他の隣接法律専門職にも応用できるとされる。以上を前提に、行政書士が関わった判例の事案の分析を経た上で、実際にしばしばみられる実務上の事例を検討している（第7章）。それぞれの事例において、実際の実務に潜む問題点を抽出し、解決策を提示している。先に示した一つ目の弁護士法72条と隣接法律専門職との職域を巡る問題については、72条に抵触する恐れがある業務に携わる際には、ある時点で業務から離れる必要があることを実務の事例の中で明らかにしている。二つ目の隣接法律専門職間の業際問題については、サービスを受ける利用者の視点から、業際のグレーゾーンを取り払うことが必要であると考え、特定の手続については、隣接法律専門職が相続放棄や登記、税務申告など特定の独占業務に一時的に関わることが可能になる、税務に関する「通知弁護士」類似の制度を提案している。最後に、法律事務のコモディティー化、法律専門職自体のコモディティー化が急速に進んでいる現状を踏まえて、これを避けるための方策を検討している（第8章）。

同氏は、どのような法律事務も扱うことができる弁護士が、どれだけ人数が増えても、隣接法律専門職の役割を全て補完することは、法律事務の幅広い性質から考えて現実的ではないことを明らかにしている。他方、限られた業務に携わってきた隣接法律専門職であっても、今後は幅広い視点から、ワンストップ化を可能にする方策を通じて、より高度な法的サービスの提供を実現するよう努めなければならないとする。

本論文は、なお粗削りなどところはあるが、池尻氏が自ら行政書士として実務に携わった経験を土台として、また、法科大学院で学んだことで得られた弁護士等の法律専門職の視点をも加えながら、法律専門職の業際問題の核心部分に切り込み、鋭い分析を行っている。法律専門職の業務のワンストップ化のために、特定の手続について、隣接法律専門職が相続放棄や登記、税務申告など特定の独占業務に一時的に関わることが可能になる制度を提案している点は興味深い。法律事務のコモディティー化、法律専門職自体のコモディティー化が急速に進んでいる現状を踏まえて、これを避けるための方策を検討している論文後半の事例分析は、司法制度改革以降の法律専門職全体に関わる事例に基づく分析であり、学界に新たな知見をもたらしたと評価することができる。このような理由から、博士論文審査に当たった審査委員全員一致で、池尻氏の論文は博士の学位に値すると判断した。なお、本論文について剽窃がないことは確認済である。